

# お知らせ ~ information ~

## 交通死亡事故多発非常事態宣言発令中

本年の青森県での交通死亡者数は10月16日現在で74人となり、昨年と同時期と比べ29人上回る大変厳しい状況となっており、3年ぶりに死者数が3桁台に達することも危惧され、10月16日付けで青森県知事より「交通死亡事故多発非常事態宣言」が発令中です。

風間浦村を含め、大間警察署管内では交通死亡事故は発生しておりませんので、今後も安全運転を心がけてください。また、他の地域においても交通事故を起こさないよう十分注意して下さい。

### 交通死亡事故多発非常事態宣言の概要

- 発令期間 平成19年10月16日から12月31日までの間
- 発令者 青森県知事（青森県交通安全対策協議会会長）三村 申吾
- 重点推進事項
  - (1)高齢者の交通事故防止
  - (2)夕暮れ時、夜間における交通事故防止
  - (3)飲酒運転の根絶

### 今年の交通死亡事故発生状況の特徴

- 死者数に占める高齢者の割合が高いこと  
死者74人のうち高齢者が43人で約58% (H19.10.16現在)
- 夜間の死者数の割合が高いこと  
死者74人のうち夜間が38人で約51% (H19.10.16現在)
- 依然として飲酒運転による死亡事故が発生していること  
死亡事故中飲酒運転が8件で前年度比+4件 (H19.10.13現在)

### 飲酒運転の罰則強化!

9月19日の道路交通法改正により飲酒運転の罰則が強化されました。忘年会・新年会とお酒を飲む機会が増えてきますが酒酔い・酒気帯び運転は絶対にしないでください。

### 飲酒運転者本人に対する罰則

- 【酒酔い運転】3年以下の懲役又は50万円以下の罰金→5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- 【酒気帯び運転】1年以下の懲役又は30万円以下の罰金→3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

### 飲酒運転者の周辺に対する罰則

- ★飲酒運転者に車両を提供した者に対する罰則
  - 【酒酔い運転】1年以下の懲役又は25万円以下の罰金→5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
  - 【酒気帯び運転】6ヶ月以下の懲役又は15万円以下の罰金→3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- ★飲酒運転者に酒類を提供した者に対する罰則
  - 【酒酔い運転】1年6ヶ月以下の懲役又は25万円以下の罰金→3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
  - 【酒気帯び運転】6ヶ月以下の懲役又は15万円以下の罰金→2年以下の懲役又は30万円以下の罰金
- ★飲酒運転者に要求・依頼して同乗した者に対する罰則
  - 【酒酔い運転】1年6ヶ月以下の懲役又は25万円以下の罰金→3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
  - 【酒気帯び運転】6ヶ月以下の懲役又は15万円以下の罰金→2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

※飲食店で飲んだあと酒酔い、酒気帯び運転で道路交通法を犯した場合、必ず警察官が飲酒した飲食店で事情聴取を行い、飲酒運転の下命や容認の確認をすることとなりました。

風間浦村交通安全対策協議会